

I 令和8年度 中野江原こどもクラブ利用のご案内

(2026年)

中野江原こどもクラブ（以下、「クラブ」と言います）では、保護者の就労等の理由により学校の放課後に適切な保護を受けられない児童が、安心安全に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じて健全に成長できるよう援助をしています。

中野江原こどもクラブ：東京都中野区江原町2-19-5エクセレンス逢夢1階
TEL/FAX 03-3950-0517

1 利用対象児童

クラブの利用対象は、以下に掲げる要件を全て満たす児童となります。

- (1) 住所 中野区内に住所を有する児童（中野区に住民票があり、実際に居住していること）
- (2) 学年 小学校1年生から6年生。
(ただし4年生から6年生は、障害等により特別な対応を必要とする児童)
- (3) 利用基準 保護者と児童の状況が、利用基準（2ページ参照）に該当する児童

2 開設日

- (1) クラブの開かれる日 月曜日から土曜日
- (2) クラブの休みの日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
12月29日～1月3日、その他必要と認めた日

3 設置形態と開設時間

月曜日～金曜日	放課後～午後8時
土曜日・学校休業日	午前8時～午後8時

※学校休業日・・・夏休み等の長期休業日、行事振替日等

※土曜日、学校の授業がある場合、授業時間に合わせた時間に関室する場合がございます。

※18時以降、全児童が退室してしまった場合、20時より前に閉室する場合がございます。

※土曜日、児童がいない場合は閉室にする場合があります。

4 募集定員

定員 41名

5 保育料等

保 育 料 お や つ 代	月額 5600円（児童1人につき）
納 付 方 法	現金精算による納付をお願いしています。 詳しくは、入会決定後、お知らせいたします。
免 除 制 度	保育料は、免除制度があります。 詳しくは「Ⅲ 保育料等減免制度」をお読みください。
利用休止に よる免除	事前に「利用休止届」を提出し、1日もクラブを利用しなかった月は、保育料・おやつ代とも納付の必要はありません。 詳しくは、「Ⅳの9の各種届出について」をご覧ください。

6 利用基準

学童クラブを利用できる要件は基準「1 保護者の状況」「2 児童の状況」のいずれも該当する場合です。

保護者の状況	(1) 就労・就学・技能習得等	放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合
	(2) 求 職	求職期間中において、放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合
	(3) 疾 病	入院又は自宅療養（常時病臥状態）の場合
	(4) 看護等	付添い等をする必要があり、放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合
	(5) 障 害	身体障害者手帳4級、愛の手帳4度又は保健福祉手帳3級以上の場合
	(6) その他	前各号に掲げるもののほか、明らかに適切な保護を行うことができないと認められる場合
児童の状況	※放課後1時間30分以上こどもクラブを利用する日が週3日以上あることを常態とする場合 ※4年生から6年生にあっては、障害等により特別な対応を必要とする児童とする。	

- ＜備考＞
- ※1 この表中の「放課後」とは、原則小学校の1・2年生は14時30分から、3年生は15時15分からとする。
 - ※2 この表中の「常態」とは、概ね1か月間は同じ状態とする。
 - ※3 「求職」による利用期間は1か月、年間1回限りとする。
 - ※4 学童クラブ保育料を3ヶ月分以上滞納している場合は利用辞退となります。
申請時に3ヶ月以上滞納している場合も利用要件に該当しないため申請できません。

放課後等デイサービスの利用について

放課後等デイサービスとは児童福祉法に基づき療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本動作の指導、知識や技能の提供等の支援を学校の授業終了後や学校休業日に行うものです。

日常的に支援や保護を必要とする児童が生活能力向上のため、放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、療育等を継続的に受けられるよう配慮し、適切な保護を必要とする日のうち「週2日以上、4週で8日以上」を利用の要件とします。その際は「受給者証（写し）」を提出してください。

放課後等デイサービスと学童クラブの併用は可能ですが、放課後等デイサービスを利用してから学童クラブを利用することはできません。

Ⅱ 令和7年度 中野江原こどもクラブ募集要項

1 申請受付

第1期申請受付 令和7年11月14日（金）～令和7年12月12日（金）

第2期申請受付 令和8年1月31日（土）～令和8年2月10日（火）

第1期審査結果通知 令和8年1月30日（金）頃

受け付けた申請書類については、中野区学童クラブ利用基準指数に基づき審査し、利用承認を行います。

※申請受付期間終了後も空きがある場合、利用申請を受け付けます。2月10日（火）で一旦〆切りとさせていただきます。

受付時間：平日：午前10時～午後19時30分

土曜日/学校休業期間：午前8時30分～午後5時30分

※児童の出席状況により閉所する場合もございます。詳しくは直接施設へお問い合わせください。

※午前中に提出をご希望される場合は事前にご連絡ください

2 申請に必要な書類（記入漏れ等ないようにご記入いただき、まとめて提出してください）

	書 類 名	
1	利 用 申 請 書	児童1人につき1通必要です。
2	家 庭 状 況 書	
3	勤務(採用内定)証明書 ※保護者1人につき1通必要です。 ※兄弟姉妹の場合は、コピーで構いません。	就 労 「就労証明書」を提出してください。
		自営の 場合 ★を状況申立書として使用してください。
		採 用 内 定 「就労(採用内定)証明書」に採用予定月日を記入の上、提出してください。また、利用開始後1か月以内に「就労証明書」をクラブに提出してください。
		就労以外の 要件 クラブでご相談の上、状況書・診断書（写し可）等をご提出ください。

4	個人情報・映像に関する使用承諾書	児童1人につき1通必要です。掲載期間・時期のご記入をお願いします。
5	保育料免除希望の有無	【希望出対象者】 「Ⅲ 保育料等免除制度」をお読みいただき、後ほど区より指示のあった方は有無をお知らせください。（児童1人につき1通必要です）
6	在籍者2名世帯 減免希望の有無	

★ご自身が就労の証明者になる場合には、「就労証明書」「就労等実績申出書」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

次表の中から、**提出可能なものをひとつ**お選びいただき提出してください。

就労状況が確認できない場合は、追加で書類を提出してもらうことがあります。

○確定申告書の写し	○契約書の写し
○保健所等が発行している飲食店営業許可証の写し	○受注票の写し
○税務署に提出する個人事業の開業届など	○署名、日付が記載されている書籍など
○営業許可証の写し	○給与明細書、報酬の記録
○登記事項証明書の写し	○賃金台帳
○履歴事項全部証明書	○出勤の記録(タイムカードなど)
○現在事項証明書の写し	○自分が作成した作品やWEBページなど
○源泉徴収票の写し	○営業上必要な材料等の仕入れ伝票(3か月分) (多くなる場合は各月2～3枚ずつ)
○お店を開業していることが分かるチラシ、ホームページのコピーなど	○相手方とやり取りしたメールの記録(3か月分) (多くなる場合は各月4～5枚ずつ)

3 申請書類の受付先

申請書類は、**直接、中野江原こどもクラブに必ず保護者の方がご提出ください。**

区立学童クラブ及び区役所総合窓口では受け付けいたしません。

なお、**同時に2つ以上の学童クラブを申請することはできません。**

4 利用申請から承認まで

(1) 申請時期と利用の決定

利用基準)に該当する方については、

受付後、指数による審査のうえ、利用の承認・不承認の結果を、郵送でお知らせします。

定員を超えている場合には、ご希望どおりに利用できないことがあります。

※ 審査の際に、添付書類の内容確認のためご自宅等へご連絡させていただくことや、追加資料のご提出をお願いすることがあります。あらかじめ、ご了承ください

(2) 利用基準のうち内定・求職・出産の場合

① 採用内定（就学を含む）

利用開始後1か月以内に就労証明書（在学証明書）を提出していただきます。

② 求職中

求職による利用申請は令和7年3月1日（水）から先着順で受け付けます。

求職の適用期間は利用開始から1か月となります。年度内1回に限り申請をすることができますが、募集定員を超えている場合は利用できないことがあります。

③ 出産を予定されている方

出産休暇中はクラブをご利用できますが、育児休業中はクラブの利用基準に該当しません。ただし、出産後の状況により適切な保護ができない場合はご相談ください。

（3）障害等により、保護育成に特別の配慮を要する児童の受け入れ

学童クラブの対象は、小学校1年生から6年生までですが、4年生から6年生は、障害等により特別に必要と認められる児童が利用することができます。

申請にあたっては、家庭状況書にお子さんの状況についてご記入ください。必要に応じて、直接保護者の方にお話を伺ったり、保育園・幼稚園や利用施設（療育センターアポロ等）に確認をさせていただきます。なお、障がいの状況や施設状況等により、利用について相談させていただく場合もあります。クラブの利用についてご心配ご不安がある方には事前相談を行っていますので、ご利用ください。

5 提出書類の内容確認について

利用審査及び保育料・おやつ代免除判定の際に、区を通じて住民登録状況や課税状況等を確認させていただいております。ご了承ください。

6 年度途中の審査

年度の途中で、保護者の方の就労状況等（児童の保護を適切にできない状態）やお子さんのクラブ利用状況を確認するために調査を実施することがあります。それに伴い「就労証明書」や「診断書」等の提出をお願いする場合があります。その結果、利用基準（2ページ参照）に該当しないこととなった場合は、利用の承認を取り消すことがあります。

7 その他

- （1）対象児童は「中野区に住所を有する児童」となっています。ただしクラブを利用している年度の途中に中野区外へ転出した場合は、その年度内に限りご利用を継続できます。
- （2）申請時から利用開始までに、申請事項に変更があった場合は、クラブに速やかに届け出をお願いします。
- （3）その他、お問い合わせは中野江原こどもクラブまでお願いします。

Ⅲ 保育料等免除制度

保育料・おやつ代が免除に該当する方は「在籍第2子減免申請希望」のチェック提出が必要です。
申請がないと免除は受けられませんのでご注意ください。

免除申請希望があった場合は、クラブから区に判定依頼をし、区の審査結果がクラブに示された以降、保育料・おやつ代について免除をすることとなります。延長保育料・補食代については免除制度の対象とはなりません。

免除手続き		申請は毎年必要です。 令和7年度に免除を受けていた方でも、令和8年度からの免除を希望される場合は希望申請が必要です。
免除期間		免除期間は、申請のあった日の属する月からその年度末です。 申請が遅い場合、さかのぼって適用はできませんのでご注意ください。
免除対象者	保育料等	① 生活保護受給世帯（生活保護申請中でも申請可） ② 住民税非課税世帯（住民税確定前でも見込み申請可） ③ その他、特に区長が認めるとき
	おやつ代	① 生活保護受給世帯（生活保護申請中でも申請可） ② 住民税非課税世帯（住民税確定前でも見込み申請可） ③ 就学援助受給世帯（4月から就学援助手続きを予定している方も申請可） ④ その他、特に区長が認めるとき（例 食物アレルギーにより、提供がうけられない）
その他		区の審査による免除承認・不承認の決定は、7月以降となります。免除が承認となった時点で、納入いただいた保育料・おやつ代のうち、申請のあった日の属する月から以降の分について返金いたします。

Ⅳ 中野江原こどもクラブの利用にあたって

1 出席・欠席について

学校終了後は、原則として、お子さんは家に寄らずに直接クラブに出席していただきます。
欠席する場合は、連絡帳、電話などで、保護者の方がクラブに必ず連絡をしてください。
届出がなく長期間クラブを休まれた場合は、利用承認を取り消すことがあります。

2 学童クラブへの行き帰りについて

クラブは学校の登下校と同様に、お子さんによる登室を原則としています。なお、障害等のため行き帰りに介助が必要な場合は保護者の方の責任で介助者をつけていただきます。

3 おやつについて

食物アレルギーのあるお子さんについては、提供できない場合があります。

申請の際、専門医の診断を受けた内容を家庭状況書に記入してください。利用開始前に学校に提出した『学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）』のコピーを提出していただき、面談を行います。

4 お弁当について

学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お子さんにお弁当を持たせてください。

5 塾・習い事について

スポーツ教室や習い事等でクラブを退室する場合、終了後にクラブに戻って再び利用することはできません。

6 緊急時の連絡について

お子さんのケガや急病、その他緊急時（災害や事件発生等）に、保護者の方に連絡をし、迎えに来ていただくことがあります。

7 連絡帳について

クラブでは、指導員と保護者とが情報を共有するため、「連絡帳」を活用しています。

指導員への連絡事項等がありましたら、「連絡帳」にご記入の上お子さんに持たせてください。また、指導員から保護者の方への各種連絡事項の伝達にも使いますので、毎日確認をしてください。

8 保護者会等について

保護者会、ご希望により個人面談等を開催しますのでご出席ください。なお、各種行事につきましても保護者の方々のご参加・ご協力をお願いいたします。

新1年生につきましては、3月中旬ごろに説明会を開催します。（別途ご案内いたします）

9 各種届出について（届出用紙はクラブにあります）

申請事項変更届	住所、勤務先、勤務状況、クラブを利用する曜日・時間等に変更が生じた際、速やかに提出してください。
利用辞退・休止届	1か月以上クラブを休むとき、または転居その他の理由によって利用を辞退するときに提出してください。 休止期間は <u>2か月まで</u> です。 1日もクラブを利用しない月の休止届を前月の末日までにご提出いただくと、保育料納付の必要はありません。

会社名：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
部署名：東京支店 東京社会営業所
住所：〒169-0072 東京都新宿区大久保1-2-17
新宿サンエービル2F
TEL：03-5291-7950 FAX：03-5291-7955